

阿見町広域避難受入計画

【河内町 利根川洪水編】

令和3年9月 阿見町

目 次

第1 総 論

- 1 計画の目的 1
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の範囲
- 4 「稲敷地方広域市町村圏市町村間の協定書」の概要 2

第2 広域避難受入体制

- 1 受入のための編成等 3～5
- 2 受入のための施設等 5

第3 河内町広域避難の受入

- 1 広域避難受入の手順 6
- 2 広域避難所への移動手段（河内町住民） 7
- 3 避難基準水位

第4 各種支援等

- 1 事務所（執務室）等の提供 8
- 2 必要物資の貸与・提供
- 3 生活支援
- 4 医療等支援

第5 広報

- 1 河内町の避難者等に対する広報 9
- 2 阿見町の町民等に対する広報

第6 安全管理等 10

第7 本計画の検証・見直し 10

第8 連絡通報体制等 10

第1 総論

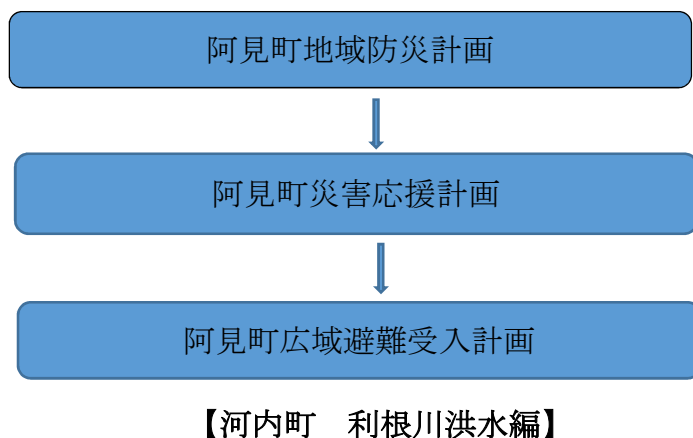
1 計画の目的

本計画は「河内町」において利根川等の豪雨による洪水被害の発生、若しくは発生のおそれがあり、広域避難受入が予測される場合、または河内町から広域避難の受入要請がある場合において、「稲敷地方広域市町村圏市町村間における災害時相互応援に関する協定書」、河内町との「大規模水害時における避難所等施設利用に関する覚書」に基づき、避難者の受入れ、各種支援を的確に実施することを目的とした計画である。

2 計画の位置付け

本計画は「阿見町地域防災計画」、「阿見町災害応援計画」の下位計画として位置付け、河内町洪水災害等における広域避難の受入れに特化した計画である。

図1 【本計画の位置付け】



3 計画の範囲

本計画は「稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定書」及び阿見町と河内町との「大規模水害時における避難所等施設利用に関する覚書」に基づき、受入の初期段階を重視するとともに、河内町の応急避難の収束までを範囲とし、長期にわたる場合は当時の状況により河内町との協議により決定する。

4 「稲敷地方広域市町村圏内市町村間の協定書」の概要

「稲敷地方広域市町村圏市町村間における災害時相互応援に関する協定書」
(平成29年1月27日締結)の概要は、下記のとおり。

協定の条項等	協定規定内容（概要）
【第1条】 応援の種類等	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種活動等に必要な「物資」、「資機材」、「車両」等の提供 ② 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣 ③ 被災児童・生徒の教育機関への受入及び斡旋 ④ 被災者の一時受入施設の提供及び斡旋 ⑤ 原子力災害による避難者受入施設の提供及び斡旋
【第2条】 応援の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 応援要請は、文書により要請 ② 緊急の場合は「口頭」、「電話」、「電信」等により要請、その後、速やかに「文書」提出
【第3条】 応援の実施	<p>応援の要請をされた協定市町村は、極力これに応ずるよう取り組むものとする</p>
【第4条】 応援の自主出動	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災市町村との連絡が途絶し、緊急を要する場合で応援出動が必要と認める場合、「自主判断」により、必要な応援を実施
【第5条】 応援経費の負担	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担 ② 資機材及び物資の提供、その他応援に必要な経費は、応援を受ける協定市町村が負担 ただし、協定により応援を行う協定市町村が負担する事を合意した場合は、この限りでない
【第6条】 連絡責任者	<p>連絡責任者は、危機・防災担当部局の長とする</p>

第2 広域避難受入体制

1 受入のための編成等

河内町における利根川等の水位情報を入手し、河内町の広域避難が予想される場合、または河内町から広域避難の受入要請がある場合、速やかに「阿見町災害応援計画」を適用し、「災害対策本部」及び「応援連絡調整所」を設置する。

「災害対策本部会議」の開催により受入方針の決定、河内町との協議等を実施して、組織的な受入準備、避難者の受入、各種支援を実施する。なお、受入判断は阿見町の災害被害状況を考慮し決定する。

※「設置する組織」及び「開催・設置基準」は、下記のとおり。

設置する組織	開催・設置基準
災害対策本部	① 河内町における、利根川等の水位情報を入手し、河内町住民の広域避難が予想される場合 ② 河内町から広域避難受入の調整連絡等がある場合 ③ 町長、町民生活部長が必要と判断した場合
応援連絡調整所	① 河内町における、利根川等の水位情報を入手し、河内町住民の広域避難が予想される場合 ② 河内町から広域避難受入の調整連絡等がある場合 ③ 災害対策本部会議において、応援連絡調整所の開設が必要と決定した場合

(1) 災害対策本部（基準）

河内町からの広域避難が予測される場合、または河内町から広域避難の受入要請がある場合においては、速やかに「災害対策本部」を設置し、組織的な活動を実施する。

この際、本部員は災害発生時における「災害対策本部」に準ずるとともに、各課等は平時の体制を基本とするも、各部課の任務については、災害発生時における「災害対策本部（災害対策班）」に準ずる。また各機能別による「災害対策班」を編成する必要がある場合は、当時の状況により必要とする「災害対策班」を編成するなど柔軟な対応が必要である。

※「災害対策本部」の編成は下記のとおり。

区 分	編 成 基 準	
本 部 員	本 部 長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本 部 付	町長公室長、総務部長、町民生活部長 保健福祉部長、産業建設部長、教育部長 男女共同参画推進室担当者
本部事務局	構 成	防災危機管理課、関係する各課等の職員により構成する
各 部	運用部、総務部、民生支援部、物資建設部、避難支援部	

(2) 本部事務局

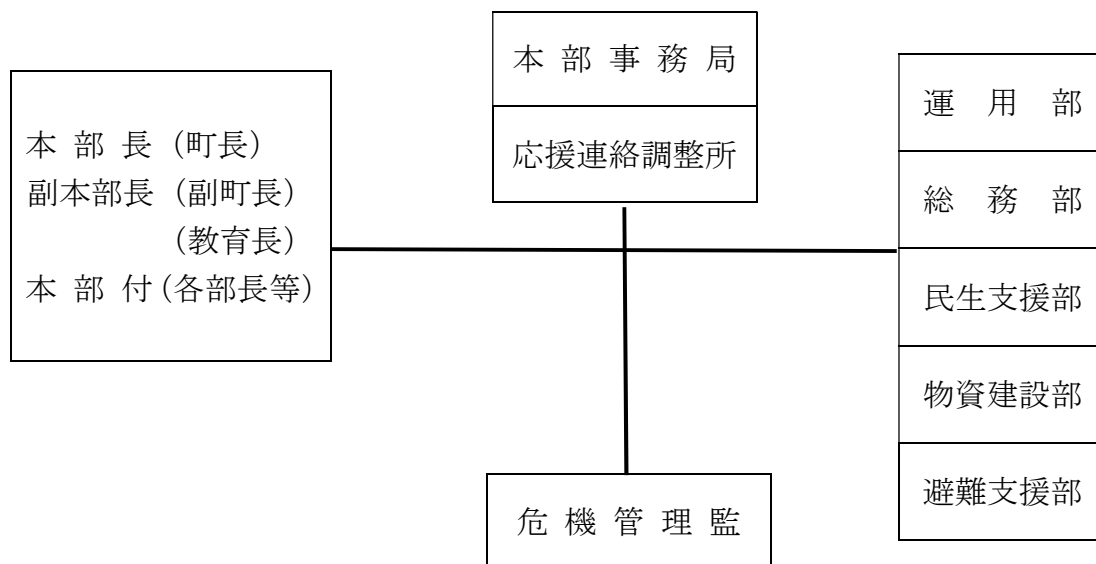
防災危機管理課をもって「本部事務局」業務を実施して、災害対策本部全般を統括する。この際、必要に応じ各部から所要の職員を増強する。

(3) 応援連絡調整所

河内町からの広域避難が予測される場合、河内町から広域避難の受入要請がある場合は、速やかに「応援連絡調整所」を開設し広域避難受入に係る連絡調整等を実施する。

この際、「防災危機管理課」が主管として開設・運営するとともに、専門分野の機能が必要な場合及び増員が必要な場合は、関係する課等の職員を編入する。

図2 【広域避難受入の体制】



【「阿見町災害対策本部」に準じ編成】
【必要に応じ機能別による「災害対策班」を編成】

2 受入のための施設等

避難所の開設では、開館日は施設管理者、避難班及び防災危機管理課が担当する。閉館日にあつては避難班及び防災危機管理課が担当する。

(1) 開設・運営要領の概要

開設・運営要領の概要は、下記のとおり。

項目	実施要領
開設・運営担当等	① 避難所開設（河内町の体制が確立するまでの間、阿見町が実施し、体制確立後、河内町に業務移管する。） ② 状況により各部から所要の人員を増強し開設・運営する。（人数等は当時の状況により柔軟に判断する）

(2) 開設避難所（車中泊避難場所含む）

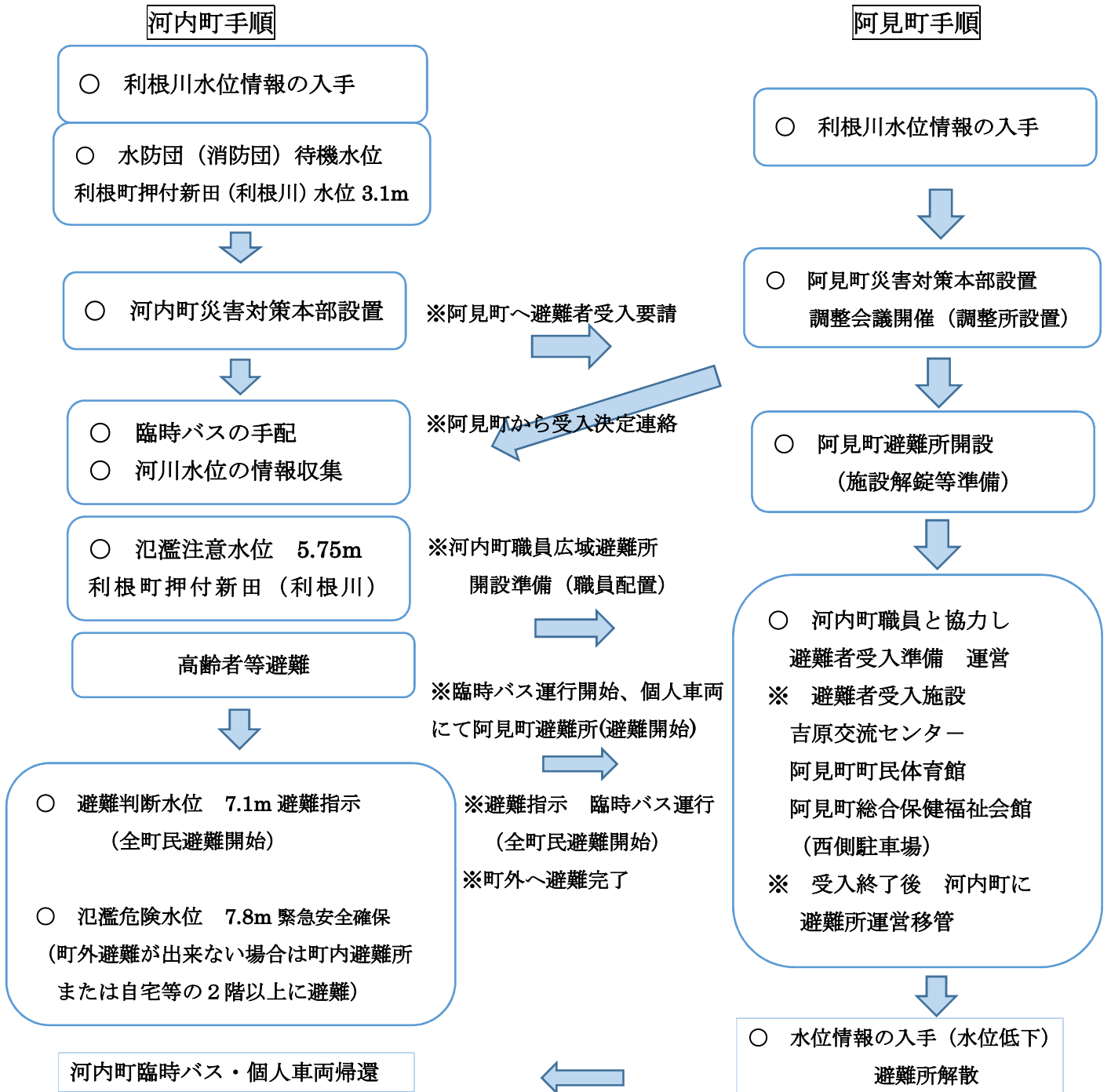
避難施設	名称	住所
	吉原交流センター (体育館含む)	阿見町吉原 614
	阿見町町民体育館	阿見町大字若栗 1886-1
車中泊避難	阿見町総合保健福祉会館 (西側駐車場)	阿見町大字阿見 4671-1

第3 河内町広域避難の受入

1 広域避難受入の手順

「広域避難受入」の基本的手順は、下記のとおり。

図2 【広域避難受入の基本的手順】



2 広域避難所への移動手段（河内町住民）

(1) 広域避難所（町外公的避難所）

広域避難所には、基本的に避難者自身が自家用車等で向う。広域避難先までの移動手段がない場合は、河内町が臨時に運行するバスで避難する。

※各広域避難所の収容人員には限りがあり、収容人員に達した場合は、空いている避難所へ移動する。

※ 臨時バスによる広域避難所への移動について

河内町内のバスによる広域避難所への移動について		
集 合 場 所	Aルート	十三間戸～二本松経由
	Bルート	宮淵～河内町中央公民館経由
	Cルート	旧生板小学校～庄布川集会所
	Dルート	藤蔵～流作経由

※ 広域避難所（阿見町以外）

市 町 村	名 称	住 所
稲 敷 市	新利根体育館	稲敷市伊佐津 3170
〃	旧根本小学校	稲敷市上根本 3301
〃	古渡小学校	稲敷市古渡 2166
美 浦 村	安中地区多目的研修集会施設	美浦村大字間野 341-1

3 避難基準水位

避難情報は、河川の水位や気象情報等を総合的に判断し発表する。

川の場合は、指定された観測所の水位が各避難情報の発表目安になっている。

避 難 基 準 水 位（一例）				
利根川押付新田 観測所	水防団待機水位 3. 1 m	氾濫注意水位 5. 7 5 m	避難判断水位 7. 1 0 m	氾濫危険水位 7. 8 0 m
水位に応じた 避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保

第4 各種支援等

避難所で必要な物資等は原則河内町職員が専用車両にて運搬予定であるが、河内町の避難者、河内町職員に対する各種支援は、河内町の要請に基づき、河内町の広域避難の状況に鑑み、必要物資の貸与、提供等、柔軟に対応する。

1 事務所（執務室）等の提供

避難所施設が避難者の状況により使用できない場合は、使用可能な町施設を河内町職員の事務所として活用する等、柔軟に措置する。

2 必要物資の貸与・提供

河内町からの不足物資等の支援要請に対し、当時の状況により積極的な確保に努め支援する。

3 生活支援

河内町の避難者等に対し、給食・給水、入浴、洗濯、ゴミ回収等の各種生活等支援を積極的に実施する。

項 目	概 要
給食・給水	避難者等の給食・給水について、河内町の要請に柔軟に対応する。この際、避難初期においては備蓄品を活用する。
入 浴	避難施設にシャワー等が装備されている場合は使用するほか、県内の民間入浴施設の利用を考慮する。細部は河内町との調整による。
洗 濯	各避難所における洗濯場の開設を考慮するも、町内のコインランドリー等の利用の提示に努める。
ゴミ回収等	災害発生時のゴミ処理要領を準備し、各避難所のゴミ回収等を当時の状況により計画し実施する。

4 医療等支援

避難者の健康管理、避難所の衛生環境の維持、感染症予防（新型コロナウイルス対策）食品衛生等について常時配慮し、河内町と連携しつつ、必要に応じ県に対する保健師の派遣要請等の措置を講ずるとともに、各避難所の健康管理、衛生管理、感染予防等、献身的な医療支援等に努める。

第5 広報

平素から町民に対し、台風等の影響で利根川が増水し河内町に洪水被害のおそれが発生した場合、阿見町が「河内町」の広域避難を受け入れる旨の広報に努めるとともに、広域避難を受け入れる場合は、河内町と連携しつつ「河内町の避難者等に対する広報」及び「阿見町の町民等に対する広報」に留意し、広報あみ、あみメール、ツイッター、防災行政無線、町域・避難所へのチラシ配布等あらゆる手段を駆使し広報する。

1 河内町の避難者等に対する広報

河内町の避難者等に対する広報は、河内町と密接に連携するとともに、河内町の要請に柔軟に対応する。予想される主要な広報は下記のとおり。

項 目	予 想 さ れ る 主 要 な 広 報
避難生活等に 係る広報	① 救援物資、入浴、洗濯、ゴミ回収等に関する事項 ② 健康管理、環境衛生等に関する事項 ③ 日常生活に必要な施設、交通、金融等に関する事項 ④ 阿見町のイベント、阿見町周辺の観光等に関する事項 ⑤ その他、当時の状況により必要な事項
生活再建等 に係る広報	① 河内町の状況（被害状況、他市町村の状況等） ② 生活再建等に係る河内町町政等に関する事項 ③ その他、当時の状況により必要な事項

2 阿見町の町民等に対する広報

阿見町の町民等に対する広報で実施すべき主要な広報は下記のとおり。

項 目	実 施 す べ き 主 要 な 広 報
平素における 広 報	① 「稲敷広域消防本部管内相互応援協定書」の概要 ② 利根川等の洪水における「河内町の広域避難受入」に関する事項 ② その他、当時の状況により必要な事項
広域避難受入時 の広報	河内町の広域避難受入の現況 ① 広域避難受入の開始時期、避難場所、駐車場、避難者数、車両数等 ② 阿見町町民体育館等の施設の使用に関する事項 ③ その他、当時の状況により必要な事項

第6 安全管理等

広域避難による避難所での生活等を鑑み、避難所の安全確保等に留意し、避難者等に対する注意喚起の措置を講ずる等により、各種事故発生の未然防止を図る。

区 分	安全管理の重視事項
避難所	① 避難所における危険個所、不安全状態等の排除 ② 火災予防 ③ 避難所の衛生管理の維持（居住スペース・トイレの清掃・消毒） ④ 感染症予防の周知徹底 （新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル等に準ずる） ⑤ 生活規律等の周知徹底
交通	① 自家用車運転時の安全運転等の注意喚起
防 犯	① 避難所等における盗難、わいせつ、暴力等の犯罪発生の防止 ② 必要により阿見町の「防犯パトロール」の強化

第7 本計画の検証・見直し

「阿見町広域避難受入計画」での運営に何らかの障害が発生した場合には、検証等を「阿見町」、「河内町」の防災担当間で行い見直し等を実施し計画の実効性の向上を図る。

第8 連絡通報体制等

(1) 河内町役場（総務課）

住 所	河内町源清田1183
電 話 番 号	0297-84-6979
F A X	0297-84-4357

(2) 茨城県庁（防災・危機管理課）

住 所	水戸市笠原町978-6
電 話 番 号	029-301-2885
F A X	029-301-2898